

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する
関係府省庁会議の開催について

令和元年7月31日
関係府省庁申合せ
令和2年3月30日
一部改正
令和2年11月4日
一部改正
令和3年9月●日
一部改正

- 1 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）を踏まえ、マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続が円滑に進むよう検討を行うため、マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 デジタル審議官
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府大臣官房政策立案総括審議官
公正取引委員会事務総局官房総括審議官
警察庁長官官房総括審議官
金融庁総合政策局政策立案総括審議官
消費者庁政策立案総括審議官
デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能グループ）
デジタル庁統括官（省庁業務サービスグループ）
復興庁統括官
総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）
総務省自治行政局長
法務省大臣官房政策立案総括審議官
外務省大臣官房長
財務省大臣官房総括審議官
国税庁次長
文部科学省大臣官房総括審議官
厚生労働省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
厚生労働省保険局長
農林水産省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
防衛省大臣官房長

- 3 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、デジタル庁において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。